## 【1998年2月23日】診療報酬改定について(諮問書) 中央社会保険医療協議会

平成 10 年 2 月 23 日

中央社会保険医療協議会 会長 工藤 敦夫 殿

厚生大臣 小泉 純一郎

## 諮 問 書

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 43 条 J 14 第 1 項及び第 44 条 J 4 第 5 項並びに船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 28 条 J 2 第 2 項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年 4 月厚生省令第 15 号)健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成 6 年 3 月厚生省告示第 54 号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成 6 年 9 月厚生省告示第 296 号)をそれぞれ別紙 1 から 3 までにより改正すること並びに船員保険の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令を別紙 4 により制定することについて、貴会の意見を求めます。

また、老人保健法(昭和57年法律第80号)第30条第1項、第46条の2第5項及び第46条の5の2第3項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年1月厚生省告示第14号)老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)老人保健施設療養費の額(昭和63年3月厚生省告示第82号)及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成4年2月厚生省告示第29号)をそれぞれ別紙5から8までにより改正することについて、併せて貴会の意見を求めます。